## 【裁定委員会】2024年12月20日付け決定

#### 事案 1

- 1 懲罰対象者
  - U15 クラブ代表者兼都道府県協会役員
- 2 懲罰の内容

対象者に対し、譴責の処分を科す

3 懲罰の起算日

2024年12月20日 (理事会決定の日)

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「本協会の規程に反してはならない」及び「スポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

対象者の監督下にある指導者が暴力・暴言を行っていることを認識していたにもか かわらずこれらの行為を十分に抑止できなかった

## 事案 2-1

# 1 懲罰対象者

U15 クラブコーチ

#### 2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2024年12月20日(懲罰決定の日)から6か月間停止(バスケットボールに関する一切の活動について、2024年12月20日(懲罰決定の日)から6か月間停止)する。

#### 3 懲罰の起算日

2024年12月20日 (理事会決定の日)

## 4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

## 5 事案の概要

合同控室にいた他チーム選手複数名に対するセクシャル・ハラスメント行為 (不適切な言動)

## 事案 2-2

## 1 懲罰対象者

U15 クラブマネージャー

## 2 懲罰の内容

譴責(始末書をとり、注意し戒める)

## 3 懲罰の起算日

2024年12月20日 (理事会決定の日)

#### 4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

#### 5 事案の概要

合同控室にいた他チーム選手複数名に対するセクシャル・ハラスメント行為(不適切 な行動)

## 事案3

# 1 懲罰対象者

高等学校バスケットボール部元指導者

#### 2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2024 年 12 月 20 日(懲罰決定の日)から 3 年間停止(バスケットボールに関する一切の活動について、2024 年 12 月 20 日(懲罰決定の日)から 3 年間停止)する。

#### 3 懲罰の起算日

2024年12月20日 (理事会決定の日)

## 4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「本協会の規程に反してはならない」及び「スポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

# 5 事案の概要

電磁的方法を利用して本協会登録者になりすまし、虚偽行為を行った。